

参考資料 1
ジョブ型研究インターンシップ推進委員会（第7回）
令和7年3月6日（木）

令和2年9月14日
一部改正 令和7年2月6日
文部科学省高等教育局
一般社団法人日本経済団体連合会

ジョブ型研究インターンシップ推進委員会の設置について

1. 設置の趣旨

Society5.0 時代における新たな価値創造の中核を担い、イノベーション創出の原動力となる人材を産学協働で育成することは重要である。

令和2年1月に総合科学技術・イノベーション会議が取り纏めた「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」では、産業界へのキャリアパス拡大や博士課程の魅力を向上させる取り組みとして、企業との連携による長期有給インターンシップの推進が位置付けられた。また、令和2年3月に「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が掲げた10のアクションプランでも、「大学院生（修士・博士）を対象とした新たなジョブ型採用につながる長期インターンシップの試行を推進する」とされたところである。

これを踏まえ、大学院段階のインターンシップの効果を最大化し、Society5.0 時代に相応しい雇用の在り方と高等教育が提供する学びのマッチングを主導することにより、我が国の研究力・イノベーション力の強化に貢献する「ジョブ型研究インターンシップ」を産学協働で推進するため、「ジョブ型研究インターンシップ推進委員会」を設置し、必要な検討を行う。

2. 検討事項

- （1）ジョブ型研究インターンシップの推進の方針について
- （2）ジョブ型研究インターンシップの推進のための施策について
- （3）その他ジョブ型研究インターンシップの推進にあたり必要な事項について

3. 委員及び任期

委員は、大学、産業界等の学識経験のある者のうちから任命し、任期は、承諾日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 実施方法

- （1）上記3の委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- （2）委員会に座長を置き、委員の互選により選任するものとする。
- （3）委員会には、必要に応じて、委員以外の者を参画させることができる。

5. その他

- (1) 本委員会は、原則として非公開とする。
- (2) 本委員会の開催後、発表者氏名を除き、その議事の概要を作成し、これを公開する。
- (3) 配付資料については、資料提出者の了承を得た上で公開する。
- (4) 本委員会の事務局は、文部科学省高等教育局学生支援課及び一般社団法人日本経済団体連合会教育・自然保護本部が行う。
- (5) その他の運営に関する事項は、必要に応じ委員会に諮って定める。